

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○公有水面埋立ての免許出願（二件）……………
……………（港湾局離島港湾部管理課）…

告示

●東京都告示第五百九十九号

泉津漁港漁港区域内の公有水面の埋立てについて公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号。以下「法」という。）第二条第一項の規定に基づき、埋立ての免許の出願があつたので、法第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

なお、この埋立てに利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日まで、東京都知事に対して意見書を提出することができる。

令和七年五月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 出願年月日

令和七年三月十日

二 出願人

名称 東京都

所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号

代表者 東京都知事 小池 百合子

代表者住所 新宿区西新宿二丁目八番一号

三 埋立区域

(一) 位置

大島町泉津字松山地先泉津漁港漁港区域内公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び④の地点と①の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 基準点（漁港原点）（北緯三四度四七分〇一秒、東経一三九度二四分五四秒）から三二五度〇〇分五〇秒九四・一〇六メートルの地点

②の地点 ①の地点から三二三度〇二分一七秒一一・九六四メートルの地点

③の地点 ②の地点から一〇六度〇七分五三秒一〇・二七六メートルの地点

④の地点 ③の地点から一九六度三五分二〇秒六・〇六六メートルの地点

(三) 面積

三八・八九平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

大島町泉津字松山地先泉津漁港漁港区域内公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び⑥の地点と①の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 基準点（漁港原点）（北緯三四度四七分〇一秒、東経一三九度二四分五四秒）から三二五度一四分五五秒八四・一一二メートルの地点

②の地点 ①の地点から二三三度〇二分一七秒一五・〇〇〇メートルの地点

③の地点 ②の地点から三二三度〇二分一七秒三一・九六四メートルの地点

④の地点 ③の地点から五三度〇二分一七秒二〇・三九三メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から一九六度〇六分〇八秒一〇・三一七メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から一〇六度〇八分一三秒四・七五二メートルの地点

二五度一四分五五秒八四・一一二メートルの地点

②の地点 ①の地点から二三三度〇二分一七秒一五・〇〇〇メートルの地点

③の地点 ②の地点から三二三度〇二分一七秒三一・九六四メートルの地点

④の地点 ③の地点から五三度〇二分一七秒二〇・三九三メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から一九六度〇六分〇八秒一〇・三一七メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から一〇六度〇八分一三秒四・七五二メートルの地点

(三) 面積

四八一・九一平方メートル

五 埋立地の用途

漁港施設用地

出願書類の縦覧場所及び意見書の提出先

大島町元町字オンダシ二百二十二番地一 東京都大島支庁港湾課

七 縦覧期間

告示の日から起算して三週間

●東京都告示第六百号

神湊漁港漁港区域内の公有水面の埋立てについて公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号。以下「法」という。）第二条第一項の規定に基づき、埋立ての免許の出願があつたので、法第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

なお、この埋立てに利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日まで、東京都知事に対して意見書を提出することができる。

できる。

令和七年五月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 出願年月日

令和七年三月十日

二 出願人

名称 東京都

所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号

代表者 東京都知事 小池 百合子

代表者住所 新宿区西新宿二丁目八番一号

三 埋立区域

(一) 位置

八丈島八丈町三根地先神湊漁港漁港区域内公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び⑧の地点と①の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 基準点（漁港原点）（北緯三三度七分五一秒、東経一三九度四八分二四秒）から二四

二度四一分五秒九・七六九メートルの地点

②の地点 ①の地点から一五八度四〇分四七秒一〇二・七一二メートルの地点

③の地点 ②の地点から二六六度九分五一秒五・二四二メートルの地点

④の地点 ③の地点から三三八度四〇分四七秒五・五〇六メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から六八度四〇分四七秒三・一〇〇メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から二四八度四〇分四四秒八〇・五二八メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から二四八度二〇分五八秒三・一

〇〇メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から三三八度四〇分五三秒一五・一二一メートルの地点

(二) 面積

二六〇・〇二平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

八丈島八丈町三根地先神湊漁港漁港区域内公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び⑨の地点と①の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 基準点（漁港原点）（北緯三三度七分五一秒、東経一三九度四八分二四秒）から四三

度一分五二秒九・五六〇メートルの地点

②の地点 ①の地点から一五八度四〇分四七秒四一・二八〇メートルの地点

③の地点 ②の地点から九一度四〇分四一秒一四・三一七メートルの地点

④の地点 ③の地点から一五八度九分三八秒三三・四七三メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から六七度三二分一七秒四・〇七五メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から一五八度四〇分四七秒三一・二六三メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から二四八度四〇分四七秒二四・一四二メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から二六六度九分五一秒三三・二九九メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から三三八度四〇分四七秒一〇一・五二三メートルの地点

(三) 面積

五、一四八・四三平方メートル

五 埋立地の用途

漁港施設用地

六 出願書類の縦覧場所及び意見書の提出先

八丈島八丈町大賀郷二千四百六十六番地二 東京都八

丈支庁港湾課

七 縦覧期間

告示の日から起算して三週間

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 定価 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む) 印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 郵便番号 113-0001

